

公 募 公 告

平成29年4月21日

救急救命九州研修所における「厨房機器（全自動洗米機等）のリース業務」について、見積書を提出する者を公募する。

一般財団法人 救急振興財団
理事長 高部 正男
(公 印 省 略)

記

1 公募件名

厨房機器（全自動洗米機等）のリース業務

2 公募内容（業務内容）

(1) リース関係

リース物件、数量、設置及び契約期間については、仕様書のとおり。

(3) 上記の実施場所

福岡県北九州市八幡西区大浦3丁目8番1号

一般財団法人救急振興財団 救急救命九州研修所

3 応募資格

以下の全ての要件に該当していること。

(1) 類似案件の納入実績があること。

(2) 国や地方公共団体における入札参加有資格者名簿等に登載されている者で、日本国内に本社及び拠点を有する者かつ、本社、拠点又は代理店等を通じて福岡県内での修理等の対応が可能である者。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）がなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

(5) 以下の暴力団排除対象者に該当しない者

ア 契約の相手方として不適当な者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

- (イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供給するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

イ 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (ア) 暴力的な要求行為を行う者
- (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (ウ) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (エ) 偽計又は威力を用いて契約担当者等の業務を妨害する行為を行う者
- (オ) その他前各号に準ずる行為を行う者

4 応募方法

応募者は、下記の書類を**平成29年5月19日(金)午後5時**までに下記の問い合わせ先まで郵送(必着)又は持参すること。

- (1) 厨房機器(全自動洗米機等)のリース業務に係る参加申込書
- (2) 国や地方公共団体における入札参加有資格者名簿等に登載されていることを証明するものの写し
- (3) 過去の類似物件の納入実績が分かるもの

5 説明会の開催

平成29年5月8日(月)午前10時～【公告開始後1週間程度】

本件公募への参加は、原則、説明会の出席を条件とする。

6 見積書の提出

- (1) 応募者は、**上記4の応募書類提出と同時に**本業務に要する見積額を提示すること。
- (2) 見積書の作成要領を提示するので、応募者は研修所担当者に連絡すること。
- (3) 提出された見積書については、見積金額を比較の上、見積金額が予算価格内かつ、最低価格で入札を行った者を契約の相手方と決定する。

7 その他

- (1) 本件に関する質問は、**「4 応募方法」に定める期日の前日まで**に、下記の問い合わせ

- 先までFAXで提出（様式任意）すること。（送付後、電話で確認のこと。）
- (2) 応募にあたり、提出された法人又は個人情報等については、当財団にて厳重に管理する。（なお、提出された資料等については返却しないものとする。）

【応募書類提出先・問い合わせ先】

救急救命九州研修所総務課（担当：小林、黒澤）

〒807-0874 福岡県北九州市八幡西区大浦 3-8-1

TEL 093-602-9945 FAX 093-602-9955